

佐賀市公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の減免の基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市下水道条例（平成17年佐賀市条例第192号）（以下「下水道条例」という。）第19条及び佐賀市農業集落排水処理施設条例（平成17年佐賀市条例第193号）（以下「農集条例」という。）第18条に規定する使用料の減免の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 差引水量 佐賀市水道事業給水条例（平成17年佐賀市条例第239号）又は佐賀東部水道企業団水道事業給水条例（昭和56年佐賀東部水道企業団条例第3号）（以下「各給水条例」という。）に規定するメーターの点検で算定された水量をいう。ただし、水道水以外の水を使用した場合は、使用者が設置するメーターの点検で算定された水量をいう。
- (2) 推定使用水量 漏水により使用水量が不明の場合、実際使用したと推定する水量をいう。
- (3) 推定漏水量 差引水量から推定使用水量を差し引いた水量をいう。
- (4) 認定汚水量 差引水量及び推定使用水量に基づいて算出した水量であって、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料徴収の対象となる水量をいう。

(減免の基準)

第3条 給水装置等（貯水槽以降を含む。）の故障による漏水が認められ、かつ、漏水が公共下水道又は農業集落排水処理施設（以下「公共下水道等」という。）へ流入しておらず、かつ、漏水箇所の修繕工事が完了したときは、当該使用者の申請に基づき使用料を減免することができる。

- 2 減免は推定漏水量の全量に相当する使用料を対象とする。
- 3 給水装置等（貯水槽以降を含む。）の故障による漏水が認められ、かつ、漏水等に係る水道料金の減免の基準を定める要綱（以下「漏水減免要綱」という。）第3条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、漏水が公共下水道等へ流入した場合、減免については漏水減免要綱第3条第1項各号の規定に準ずる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、風水害、地震等自然災害及び公益上その他特別の理由により、佐賀市上下水道事業管理者が特に必要と認めたときは、使用料を減額し又は免除することができる。

(推定使用水量の算定方法)

第4条 推定使用水量の算定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 世帯構成人員等の使用状況に変動がない場合は、前年同期における使用水量とする。

(2) 前号により難しい場合は、当該調定期の前2期調定分又は修繕工事完了後の使用水量
その他使用状況を考慮し算定する。

(減免対象の期間)

第5条 使用料減免の対象期間は、漏水が確認された期の属する1期分とする。ただし、
漏水が検針期間をまたがると推定される場合は2期分まで減額対象とすることができる。

(減免の対象外)

第6条 使用料の減免は、次の各号に該当する場合は行わないものとする。

(1) 不正工事による漏水。

(2) 漏水が確認され、又はメーターの点検時に漏水を指摘されたにもかかわらず、正当
な理由なく修繕その他の処置を120日以上怠った場合。

(3) 正常な蛇口又はバルブの開放による放水。ただし、濁水放水の場合は、使用料減免
の対象とすることができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。